

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 3 0 日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長

文化庁文化財第二課

開発事業に伴う工事等における天然記念物（地域を定めず指定された動物）の
「保存に影響を及ぼす行為」に係る事業者からの相談等への対応について

標記のことについては、域内に天然記念物が所在する地方公共団体の文化財担当部局において、事業者からの求めに応じ、適宜ご対応をいただいているものと承知しています。

このたび、太陽光発電施設設置のための工事等の実施に当たり、地域を定めず指定された天然記念物の動物に対する、文化財保護法第 125 条第 1 項に規定する「保存に影響を及ぼす行為」の取り扱いについて、事業者が地方公共団体に相談し、助言を受けたものの、地方公共団体がその影響が軽微であると評価できていない状況において工事等に着手する事案が発生したことを踏まえ、各地方公共団体の文化財担当部局における事業者からの相談への対応に資するよう、下記の通り、保存に影響を及ぼす行為に係る基本的な考え方や、保存に影響を及ぼす行為の影響について評価する際に留意すべき内容等について整理いたしましたので、お知らせいたします。また、相談対応に際し留意すべき事項のチェックリストや申請手続き等に係る図（別紙）も作成しましたので併せてご活用ください。

各都道府県におかれましては、管内市区町村にもお知らせいただきますようお願いいたします。

記

1 保存に影響を及ぼす行為に係る基本的な考え方

文化財保護法においては、第 125 条第 1 項の規定により、天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないとされており、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合はこの限りでないとされています。現状変更は、天然記念物に物理的作為的変更を加える行為（直接的行為）であり、保存に影響を及ぼす行為は、天然記念物に物理的に変更を及ぼすものではないがその保存に支障を来す行為（間接的行為）として、整理されて

います。

文化庁では、地域を定めず天然記念物に指定されている動物に対する、保存に影響を及ぼす行為について、当該行為が行われた場合の個体への影響と、個体の滅失き損とに密接な因果関係が確実にあるであろうと認められる場合に、影響軽微ではない事案として、文化庁長官の許可が必要なものとして取り扱うと解釈・運用しています。

例えば、天然記念物の鳥類について、親鳥が抱卵・^{いくすう}育雛しているところを、騒音・振動等を伴う工事等の行為により妨害し、親鳥が巣を放棄するなどして抱卵・育雛が中断した場合、有精卵や雛（個体）は死亡（滅失）することから、当該工事等の行為は文化財保護法第 125 条第 1 項に規定する保存に影響を及ぼす行為で影響軽微ではない事案に該当し、事前に文化庁長官の許可が必要な行為に該当するものと考えられます。

2 保存に影響を及ぼす行為の影響について評価する際の留意点

一般に、工事等の行為が天然記念物に指定されている動物にどの程度影響するかについては、対象となる天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に詳しい専門家による評価を行い、当該専門家が天然記念物の滅失き損につながると評価した一定の範囲・期間内に一定の態様、頻度により当該行為を実施しようとする場合は、事前に文化庁長官の許可が必要になるものと考えられます。

また、現地の状況等により、もしそうした評価が難しい場合やそうした評価に疑義が生じる可能性がある場合等においては、既存の文献やデータなど利用可能な情報を幅広く収集・整理するとともに、対象となる天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に詳しい専門家の意見をあらためて確認することや、複数のそうした専門家の意見を確認することは一般的な対応であり、天然記念物の保護に万全を期す観点からも適切であると考えられます。

さらに、必要な情報を得るために現地調査を実施する場合は、対象となる天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に詳しい専門家の指導の下で調査方法等について検討し、適切な方法による調査を実施するとともに、調査結果についても当該専門家による評価を確認することが適切であると考えられます。

3 保存に影響を及ぼす行為の影響について評価するための体制整備等

工事等に伴う保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微である場合に該当するかを適切かつ迅速に評価するため、事前に対象になると想定される天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に詳しい専門家との信頼関係の構築に努めるとともに、都道府県・市区町村の関係部局や関係機関等との連絡体制の整備を図ることが重要です。

また、そうした専門家や都道府県・市区町村の関係部局、関係機関等を通じ、日頃から対象になると想定される天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に関する基礎的な情報の収集に努めることも重要であると考えられます。

＜参考＞ 文化財保護法及び文化財保護法施行令の関係条文

○文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。
この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第184条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第百二十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
- 二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
- 三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十

四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第三十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。)又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理する事務)

第184条の2 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。

3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

(書類等の経由)

第188条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第189条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(罰則)

第196条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

○文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（抄）

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条 (略)

2～3 (略)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物

であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区

域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（認定市町村の教育委員会が処理することができる事務）

第6条 （略）

- 2 法第百八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
 - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取り消し並びに停止命令
 - イ 前条第四項第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）

ロ 前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等（当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会（当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。）における現状変更等（当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）

二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

3 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限る。）に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

5 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。

6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。

7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第百八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。

8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用について

は、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。

9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

地域を定めず指定された動物の天然記念物への「保存に影響を及ぼす行為」に関する相談対応に際し留意すべき事項のチェックリスト

はじめに、相談を受けた工事等の情報及び関係する天然記念物等の情報を整理しておくこと。

● 工事等の情報

- ・実施場所
- ・実施期間
- ・工事等の内容及び様態

○ 関係する天然記念物等の情報

- ・指定名称
- ・指定形態（「地域定めず」か「地域指定」か）
- ・実施場所での生息状況等
- ・実施時期における行動様態等

スタート

A. 工事等の行為が「現状変更」と「保存に影響を及ぼす行為」のどちらに該当するか

☐ 現状変更である ⇒ E へ

- ・天然記念物に物理的・人為的変更を加える行為（直接的行為）※
例．天然記念物の動物（個体）の捕獲や移動 等
（※参考：地域指定の場合は指定地（土地）の改変 等）

☐ 保存に影響を及ぼす行為である ⇒ B へ

- ・天然記念物に物理的に変更を加えるものではないが、その保存に支障を来す行為（間接的行為）
例．天然記念物の鳥類の育雛を音や振動等で妨害し、親鳥が巣を放棄して雛（個体）が滅失する 等

B. 「保存に影響を及ぼす行為」が影響の軽微である場合に該当するかの確認

以下の b1～b6 を踏まえ「行為の結果、個体が滅失し損する程の密接な因果関係が認められるか」を確認し、影響の軽微である場合に該当するか確認すること。

b1. 対象となる行為に関して確認すべき事項

- ☐ 行為の態様、頻度、期間、行為による影響の及ぶ範囲、その他勘案すべき内容

b2. 対象となる天然記念物に関して確認すべき事項

- ☐ 生態、生息状況、繁殖状況、生息環境、繁殖環境、繁殖期間、遺伝的構造及び多様性、種や個体群等の保全単位、その他勘案すべき内容

b3. 影響軽微の評価の方法

- ☐ 対象となる天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に詳しい専門家の意見を行為者において確認するよう助言する
 - ・当該専門家が天然記念物の滅失し損につながると評価した一定の範囲・期間における一定の態様、頻度等による当該行為を実施しようとする場合は、当該行為により個体が滅失し損する程の密接な因果関係が認められると考えられ、影響の軽微である場合に該当しないと評価する。
 - ・当該専門家が天然記念物の滅失し損につながらないと評価した一定の範囲・期間における一定の態様、頻度等による当該行為を実施しようとする場合は、当該行為により個体が滅失し損する程の密接な因果関係は認められないと考えられ、影響の軽微である場合に該当すると評価する。

b4. 現地の状況等により、影響軽微の評価が難しい場合や評価に疑義が生じる可能性がある場合の対応

以下に掲げる対応等を行為者においてとるよう助言し、改めて影響を確認する。

- ☐ 対象となる天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に関する既存の文献やデータなど利用可能な情報を幅広く収集・整理する
- ☐ 対象となる天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に詳しい専門家の意見をあらためて確認する
- ☐ 対象となる天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に詳しい複数の専門家の意見を確認する

b5. 影響軽微の評価をするための現地調査における留意事項

- ☐ 必要な情報を得るために行為者において現地調査を実施する場合は、影響軽微の評価に万全を期すため、調査内容（目的、対象、範囲、期間、方法、結果の整理・解釈等）について、対象となる天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に詳しい専門家の指導に基づき検討・実施するよう助言する
- ☐ 現地調査を実施した後は、その結果について、行為者において対象となる天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に詳しい専門家の意見を聴き、工事等に伴う行爲が天然記念物の滅失き損につながるかどうかを確認するよう助言する

b6. 助言にも関わらず行為者による確認等が不十分で影響軽微の評価ができない場合の対応

- ☐ 行為者において影響軽微の評価のために必要な対応等を行うよう、b3～b5 の内容について繰り返し助言する
- ☐ 繰り返し助言してもなお、評価のために必要な対応等がとられない場合、影響軽微の評価ができないことから、影響の軽微である場合に該当しないものと取り扱わざるを得ないことを伝達する

以上の b1～b6 を踏まえ、

☐ 因果関係が認められない

＝ 影響の軽微である場合に該当する ⇒ Cへ

☐ 因果関係が認められる 又は 影響軽微の評価ができない

＝ 影響の軽微である場合に該当しない ⇒ Dへ

C. 許可申請に至らない「保存に影響を及ぼす行為」に係る留意事項

影響が軽微と評価される「保存に影響を及ぼす行為」については、許可申請は不要。ただし、天然記念物の保護に万全を期すため、以下の対応がとられることが望ましい。

- ☐ 工事等に伴う行為の内容について確認するため、工事等の計画書（様式は任意だが現状変更等許可申請書に準拠する内容を備えたもの）を提出してもらい、市区町村・都道府県において内容を確認する
- ☐ 提出された計画書の通りに工事等が実施されているか等を市区町村・都道府県において適宜確認し、計画書の通りに工事等が実施されていない場合は、必要な指導助言を行う

D.影響を軽微とするための行為の内容の調整・対応

以下の内容を踏まえ、当該「保存に影響を及ぼす行為」の天然記念物への影響が軽微となるよう、工事等に伴う行為の内容について調整を図り、必要な対応が可能か確認すること。

- ☐ 対象となる天然記念物に及ぼす影響を軽微とするため、行為者において工事等の行為の態様、頻度、期間、行為による影響の及ぶ範囲等を変更・縮小したり、当該天然記念物の滅失き損を回避するための新たな対策を講じる等、適切かつ効果的な保全措置を執ることができるかを確認するよう助言する
- ☐ 上記の保全措置を執ることにより、天然記念物に及ぼす影響が軽微である場合に該当するかを、行為者において当該天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に詳しい専門家にあらためて確認するよう助言する
- ☐ 影響軽微の評価が難しい場合や評価に疑義が生じる可能性がある場合、上記の保全措置を執ることにより、天然記念物に及ぼす影響が軽微である場合に該当するかを、行為者において当該天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に詳しい複数の専門家に確認するよう助言する

以上を踏まえ、

☐ 影響が軽微となるよう調整・対応ができる ⇒ **C**へ

☐ 影響が軽微となるよう調整・対応ができない ⇒ **E**へ

E.都道府県等を経由した申請と都道府県等の意見具申

現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可申請を行う場合は、都道府県の教育委員会等を経由する必要がある。都道府県及び市町村の教育委員会は区域内に存する文化財の保存及び活用に関し意見を具申できることから、一般に別紙2の手続きの流れとなる。

まず、行為者から所管の市区町村教育委員会等に申請書を提出し、申請書を受理した市区町村教育委員会等は、申請書を文化庁に進達する際、申請の取り扱いに係る意見を具すこと。

<現状変更の場合>

- ☐ 現状変更については、影響の軽微である場合に該当しても許可申請が必要
- ☐ 一般に、現状変更等の許可申請については、影響軽微の場合に許可されていることから、影響軽微かどうかを事前に確認し、必要に応じて影響軽微となるよう行為等の内容の調整を行う

<保存に影響を及ぼす行為の場合>

- ☐ 保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合に該当しない場合、許可申請が必要
- ☐ 一般に、現状変更等の許可申請については、影響軽微の場合に許可されていることから、不許可や条件付許可等の処分となる蓋然性が高い申請内容であることに留意（別紙3参照）
- ☐ 許可判断が困難な場合等においては、文化審議会文化財分科会（通常月1回開催）から第三専門調査会（通常年2回開催）に調査審議を依頼される蓋然性が高いことに留意（別紙2参照）

<横断的な留意事項>

適切な相談対応の遂行のため、市区町村及び都道府県教育委員会等において、以下に示すような、保存に影響を及ぼす行為の影響の評価のための体制整備等に取り組むことが望ましい。

- ☐ 工事等に伴う保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微である場合に該当するかどうかを適切かつ迅速に評価するため、事前に対象になると想定される天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に詳しい専門家との信頼関係の構築に努める
- ☐ 都道府県・市区町村の関係部局や関係機関等との連絡体制の整備を図る
- ☐ 対象になると想定される天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に詳しい専門家や都道府県・市区町村の関係部局、関係機関等を通じ、当該天然記念物の生態や生息状況、現地の状況等に関する基礎的な情報の収集に努める

<別紙 1> 天然記念物（動物）の指定形態と法的規制について

1. 指定形態（二種類）

- (1) 地域指定：土地とそこを利用する個体を保護
- (2) 地域を定めない指定：個体を保護

2. 法的規制

文化財保護法：「現状変更」又は「保存に影響を及ぼす行為」 → 文化庁長官の許可が必要

- (1) 現状変更：物理的作為的変更を加える行為は要許可（ex. 土地の改変、個体の捕獲 等（直接的））
- (2) 保存に影響を及ぼす行為：物理的に変更を及ぼすものではないが支障を来す行為は要許可
（ex. 親鳥の育雛を妨害し親鳥が巣を放棄して雛が滅失する 等（間接的））



影響の軽微である場合※は許可不要（法第125条但し書き）

※ 影響軽微の基準（地域を定めない指定の場合）

→ 行為の結果、個体が滅失し損する程の密接な因果関係が認められるかどうか

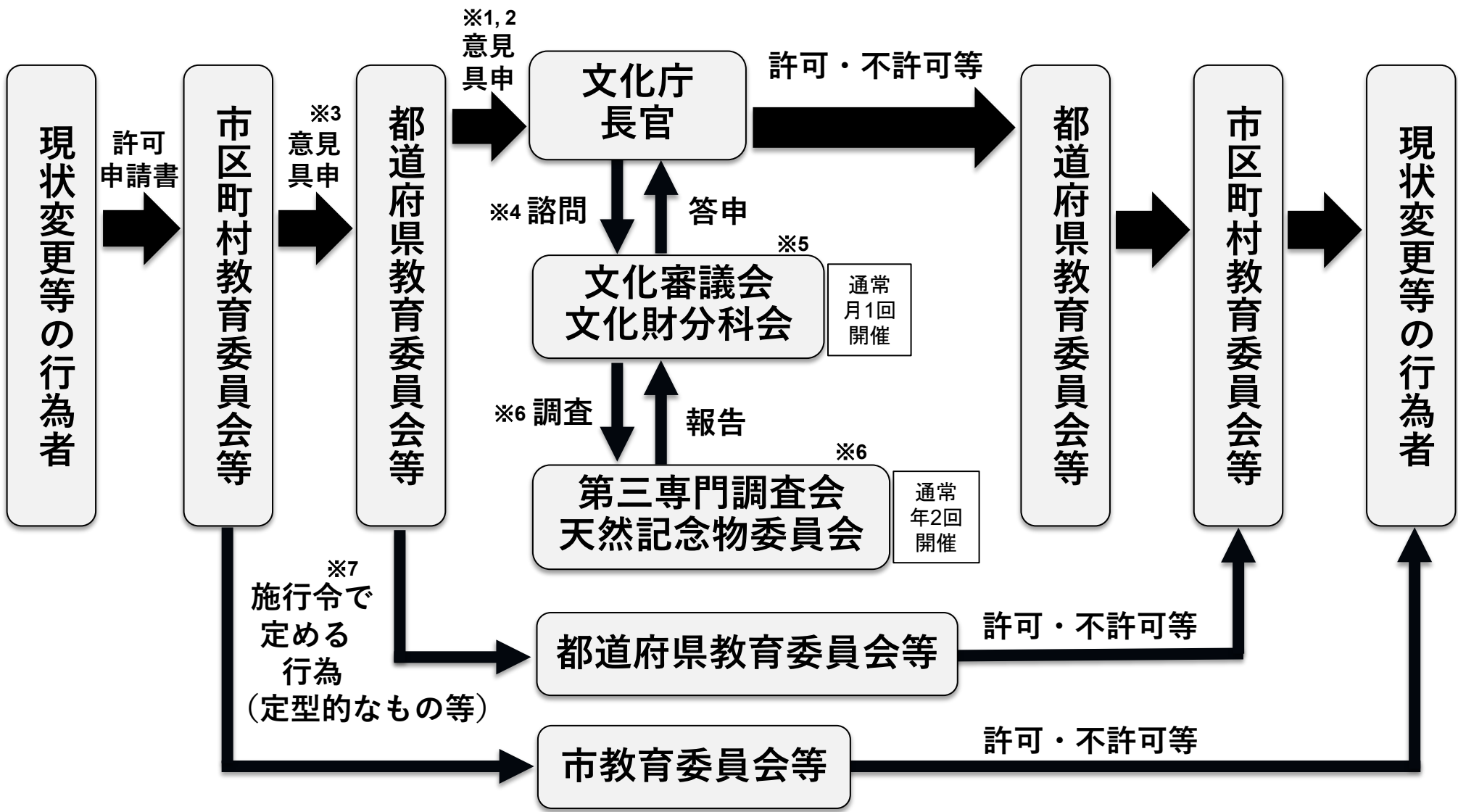
- ・ 想定されるケース：工事等に伴う行為により、親鳥が育雛を放棄し雛が滅失し損する… 影響軽微とは言えない（要許可）
- 工事等に伴う行為により、親鳥が育雛を放棄せず雛が滅失し損しない… 影響軽微（許可不要）
- 工事等に伴う行為により、土地を改変する… 地域指定されていなければ原則として規制対象外

【文化財保護法第125条第1項】

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

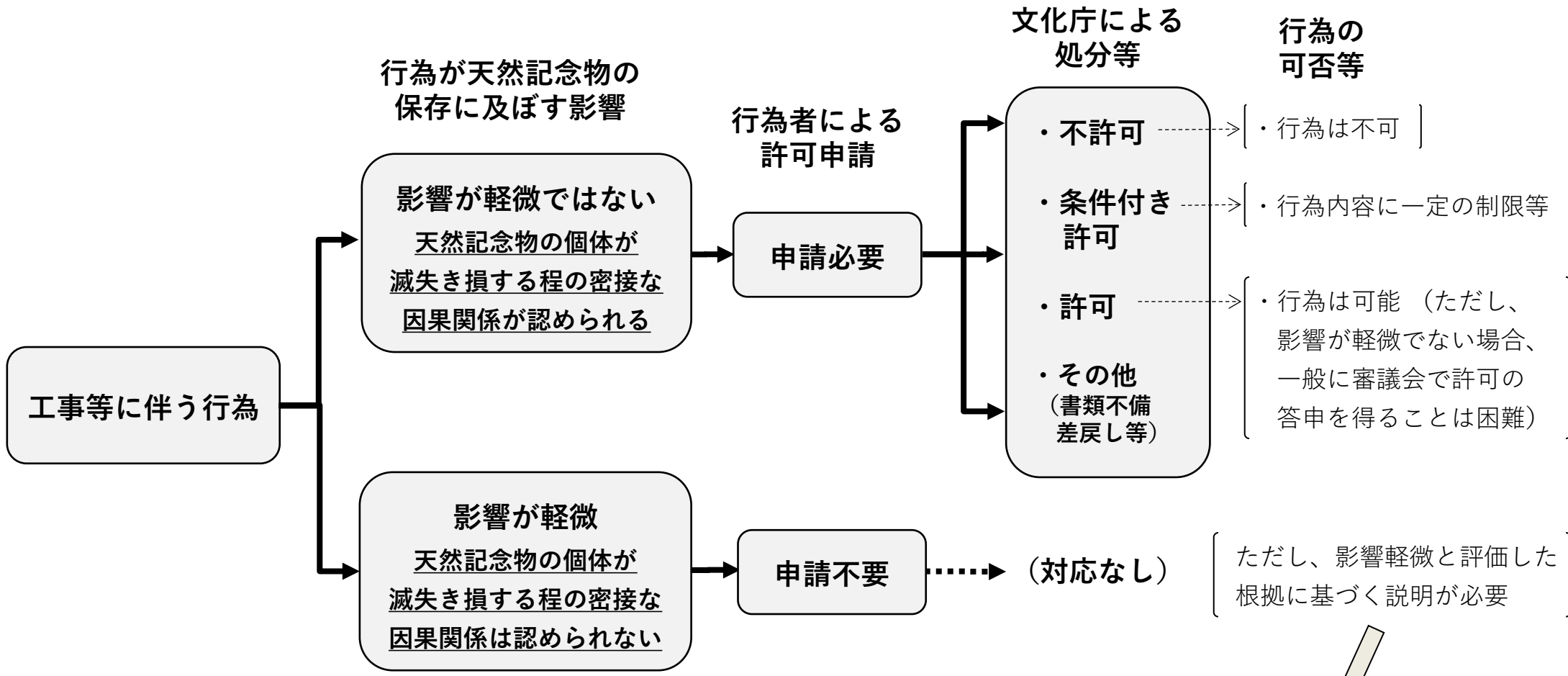
ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

<別紙2> 都道府県等を経由する現状変更等の許可申請の手続きと意見具申等について



※1 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可申請を行う場合は、都道府県の教育委員会等を経由する(文化財保護法第188条第1項)。
※2 都道府県の教育委員会等は、意見を具して許可申請書を文化庁長官等に進達する(文化財保護法第188条第2項)。
※3 都道府県及び市町村の教育委員会は、区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文化庁長官等に対して意見を具申できる(文化財保護法第189条)。
※4 文化庁長官等は、現状変更等の許可について、文化審議会に諮問する(文化財保護法第153条第2項)。
※5 現状変更等の許可については、一部の場合を除き、文化審議会文化財分科会において調査審議し、議決する(文化審議会文化財分科会決定)。
※6 天然記念物の指定要素に重大な影響を及ぼす恐れのある現状変更等の許可については、分科会において諮問事項の骨子について検討のうえ、第三専門調査会調査に付し、その調査報告を受けて分科会において調査審議し、議決する(文化審議会文化財分科会決定)。
※7 政令(文化財保護法施行令)で定める現状変更等の許可の事務は、都道府県又は市の教育委員会等が行う(文化財保護法第184条第2項)。

<別紙 3> 天然記念物(地域を定めず指定された動物)の保存に影響を及ぼす行為において想定される手続きの流れ等



文化財保護法第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

影響が軽微であることについて、
あらかじめ十分な根拠の提示が必要
(その根拠が、専門家等からも
幅広く理解されることが必要)